様式第７号（第１４条関係）

年　　月　　日

　結城市長　　　　様

　　　　住所

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所等の所在地）

　　　　　 設置者　 氏名　　　　　　　　　　印

 （法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

隣接住民説明報告書

　結城市生活環境等と太陽光発電設備設置事業との調和及び運営事業の適正管理に関する条例第１１条第１項の規定により、隣接住民に説明をしたので、下記のとおり報告します。

　なお、この記載内容は事実と相違ありません。

記

１　事業内容

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 　 |
| 事業区域の所在地 |  |

２　説明内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 説明日※事前協議終了日後の日付であること。 | 説明場所 | 隣接する所在及び地番 | 隣接住民の住所氏名等 | 説明者住所、氏名及び連絡先 | 備考 |
| ・　・ | 　 | 　 | 住所氏名※説明を受けた方の署名をお願いします。土地所有者・建物所有者・建物使用者（いずれかに○） | 　 | 　 |
| ・　・ | 　 | 　 | 住所氏名※説明を受けた方の署名をお願いします。土地所有者・建物所有者・建物使用者（いずれかに○） | 　 | 　 |
| ・　・ | 　 | 　 | 住所氏名※説明を受けた方の署名をお願いします。土地所有者・建物所有者・建物使用者（いずれかに○） | 　 | 　 |
| ・　・ | 　 | 　 | 住所氏名※説明を受けた方の署名をお願いします。土地所有者・建物所有者・建物使用者（いずれかに○） | 　 | 　 |
| 隣接住民からの意見及び要望 |  |
| 隣接住民からの意見及び要望への回答 |  |
| 添付書類 | 規則第１３条の計画内容等に関する説明時資料、隣接住民の対象範囲の分かる図書、その他市長が必要と認める図書 |

（備考）

１　共有の場合には、その旨を「備考」欄に明示すること。

２　必要に応じ、記入欄を追加すること。

様式第１６号（第２３条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　結城市長　　様

　　　　　　　　住所

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所等の所在地）

　　　　　 設置者　 氏名　　　　　　　　　　印

 （法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

設置事業に係る計画書

　下記のとおり設置事業を計画しておりますので、結城市生活環境等と太陽光発電設備設置事業との調和及び運営事業の適正管理に関する条例施行規則第２３条の規定により、提出します。

　この計画に相違ありません。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 事業区域の所在地 |  |
| 事業区域の土地の地目及び面積（㎡）（太陽光発電設備への影の影響及び倒木防止のための山林伐採の土地面積も含む。） | 宅地 | 田・畑 | 山林 | 雑種地 | その他 | 合計 |
|  |  |  |  |  |  |
| 事業区域内のうち、事前協議申出日より１年前に他目的で造成した面積※条例第９条第１項第２号の括弧書の土地の面積・・・（ア） | ㎡ |
| 造成面積上記（ア）の土地面積を含む。 | ㎡ |

※内容を明確に示すのに図示が必要な場合は、必要に応じ図面を添付すること。

〇設置事業の工事概要

１　予定工事期間等

|  |  |
| --- | --- |
| 工事期間 | 　　　年　　月　　日～　　　年　　月　　日 |
| 工事時間 | 午前・後　　時　　分～午前・後　　時　　分 |
| 土日祝日の工事の有無（いずれかに○） | 有　・　無 |
| 土日祝日の工事の内容 |  |

２　設置事業の工事施工者

|  |  |
| --- | --- |
| 工事施工者 | 住所氏名連絡先 |
| 現場責任者（主任技術者） | 住所氏名連絡先 |
| 建設業の許可日・番号※請負金額が５００万円以上の場合 | 許可日　：許可番号： |
| 電気工事業の登録・届出日・番号※請負金額が５００万円以上の場合 | 登録日・届出日：登録・届出番号： |

３　太陽光発電設備の設置を作業・監督する有資格者

|  |  |
| --- | --- |
| 有資格者 | 住所氏名連絡先 |
| 資格の種類（いずれかに○） | 第１種・第２種電気工事士第１種・第２種・第３種電気主任技術者その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 資格番号 |  |

〇事業区域の明確化等

４　事業区域等の実測及び立合確認

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区域の境界の明確化（実測及び境界杭設置） | 実測日（杭設置） | 　　年　　月　　日 |
| 実測者 | 実測資格　（　　　　　　　　　　　）実測者住所（　　　　　　　　　　　）実測者氏名（　　　　　　　　　　　）実測者連絡先（　　　　　　　　　　） |
| 事業区域及び事業区域に隣接する公共施設及び公益施設の土地の明確化 | 実測日（杭設置） | 　　年　　月　　日 |
| 公共施設及び公益施設名及び管理者 | 公共施設名　　　（　　　　　　　　　　　　）公共施設管理者名（　　　　　　　　　　　　）境界立合日　　年　　月　　日　　 |
| 公益施設名　　　（　　　　　　　　　　　　）公益施設管理者名（　　　　　　　　　　　　）境界立合日　　年　　月　　日 |
| 河川の整備を予定している区域の明確化及び制限 | 河川の整備を予定している区域の有無 | 有　・　無 |
| ※有の場合事業区域と河川の整備を予定している区域の分筆のための実測日（杭設置） | 　　年　　月　　日 |
| ※有の場合河川の整備を予定している区域への緑化施設の設置の有無（それ以外の設置事業は禁止） | 緑化施設の設置の有無：　　有　・　無緑化施設設置の際の造成内容（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※防災上及び河川整備上支障がないこと。 |

５　第三者の建物の敷地の接道確保

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第三者の建物敷地の有無及び接道確保の有無 | 第三者の建物敷地の有無 | 有　・　無 |
| ※有の場合第三者の建物敷地の接道確保上の支障の有無 | 有（事業区域変更要）　・　無 |

〇事業区域と道路の接続等

６　事業区域と接続する道路名及び種類

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区域と接続する道路名 | 道路名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 事業区域と接道する道路種類 | 道路種類（右のいずれかに○） | （１）市、県及び国道（２）国有財産法（昭和２３年法律第７３号）の道路　　（実態があるもの） |
| 事業区域と接続する道路の幅員 | 道路幅員（　　　　　）ｍ※第１種小規模造成、第２種小規模造成　幅員２．５ｍ以上要　第３種小規模造成、大規模造成　　　　幅員３．０ｍ以上要 |
| 工事車両通行に明らかに影響がある土地及び工作物の有無及び同意 | 影響のある土地及び工作物の有無 | 有　・　無 |
| ※有の場合上記土地及び工作物名及び同意 | 土地及び工作物名（　　　　　　　　　　）土地及び工作物同意者名（　　　　　　　） |

７　道路管理者との協議

|  |  |
| --- | --- |
| 道路管理者との協議 | 協議日：　　年　　月　　日協議先：市土木課・筑西土木事務所　　　　・その他（　　　　　　　）道路使用に関する協議結果：原形復旧に関する協議結果： |

〇事業区域内の土地及び建物所有者の権利関係等

８　事業区域の土地及び建物の権利関係

|  |  |
| --- | --- |
| 土地の権利関係（いずれかに○） | 自己所有地・借地・その他（　　　　　　　　） |
| ※借地・その他の場合：契約内容（売買・賃貸借・その他（　　　））　　　　：契約日　　年　　月　　日：契約期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日　（　　）年間※設置事業及び運営事業期間中土地の使用権があること。 |
| 建物の権利関係※事業区域内に建物がある場合（いずれかに○） | 自己所有・借家・その他（　　　　　　　　） |
| 用途（　　　　　　）、業種（　　　　　　）面積（　　　　　　）㎡ |
| ※借家・その他の場合：契約内容（売買・賃貸借・その他（　　　））　　　　：契約日　　年　　月　　日：所有者の設置事業への同意日　　　　　　　　　　年　　月　　日 |

９　事業区域内の土地建物の処分制限登記の有無

|  |  |
| --- | --- |
| 制限登記の有無（いずれかに○） | 有　・　無制限登記の内容：（　　　　　　　　　　）制限登記名義人の同意日：　年　月　日 |

〇発電に関する協議

１０　電力会社との接続契約締結状況

|  |  |
| --- | --- |
| 手続状況（いずれかに○） | 申込中　　・　　契約済契約（予定）日：　　年　　月　　日 |

１１　経済産業省等の事業計画認定（設備認定）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業計画認定（設備認定）の取得状況（いずれかに○） | 申請中・認定済認定（予定）日：　　年　　月　　日認定番号：（　　　　　）※認定済の場合設備ID：（　　　　　　　　　　　　） |

〇市、県及び国の計画及び施策への適合

１２　抑制区域

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区域内の抑制区域の有無（いずれかに○） | 有：抑制区域名（　　　　　　　　）　無 |
| ※事業区域内に抑制区域を含む場合抑制区域内で太陽光発電設備の設置及び土地造成を行う理由 | 理由： |

１３　設置事業による市、県及び国の計画及び施策への支障の有無

|  |  |
| --- | --- |
| 設置事業による規則で定める市、県及び国の計画及び施策への有無（いずれかに○） | 有：対応策（　　　　　　　　）　　無 |

１４　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成１５年茨城県条例第６７号。以下「茨城県残土条例」という。）、結城市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成２３年結城市条例第８号。以下「結城市盛土条例」という。）の是正指示の有無

|  |  |
| --- | --- |
| 是正指示の有無（いずれかに○） | 有：是正完了日：　　年　　月　　日　無 |

〇設置事業の造成工事

１５　事業区域の現況高、地盤調査の有無及び図面設計者

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区域及びその周辺の現況高調査 | 調査完了日：　　年　　月　　日 |
| 調査者資格：　（　　　　　　　　　　）調査者住所：　（　　　　　　　　　　）調査者氏名：　（　　　　　　　　　　）調査者連絡先：（　　　　　　　　　　） |
| 事業区域の現況高（レベル） | 最大レベル（　　）、最小レベル（　　）平均レベル（　　）、最大角度（　　　） |
| 事業区域の計画高（レベル） | 最大レベル（　　）、最小レベル（　　）平均レベル（　　）、最大角度（　　　） |
| 事業区域の地盤調査の有無及び調査者（杭基礎のための地盤調査を含む。）（いずれかに○）※１ｍを超える擁壁の設置及び大規模造成の場合は必ず行うこと。 | 有　・　無 |
| 調査者資格：　（　　　　　　　　　　）調査者住所：　（　　　　　　　　　　）調査者氏名：　（　　　　　　　　　　）調査者連絡先：（　　　　　　　　　　） |
| 有の場合：地盤調査方法及び結果 | 　地盤調査の方法：　地盤調査結果：地下水の高さ：（　　　　　）ｍ透水係数：　　（　　　　　）最小N値：　　（　　　　　） |
| 図面設計者 | 設計者の資格行政書士・土地家屋調査士・その他（　　　　　　　　） |
| 　設計者資格：　（　　　　　　　　　）設計者住所：　（　　　　　　　　　）設計者氏名：　（　　　　　　　　　）設計者連絡先：（　　　　　　　　　） |
| 　※大規模造成の場合雨水計算者氏名：（　　　　　　　　　） |

１６　造成区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置事業の造成区分 | 該当に〇 | 造成区分名 | 造成内容　※造成等面積　造成区域と条例第９条第１項第２号の括弧書の土地の面積を合計した面積 |
|  | 第１種小規模造成 | 造成等（整地を含む。）がない場合 |
|  | 第２種小規模造成 | 造成等面積が２、０００㎡未満の場合（事業区域に抑制区域を含む場合　１、０００㎡未満） |
|  | 第３種小規模造成 | 造成等面積が２、０００㎡以上１０、０００㎡未満の場合（事業区域に抑制区域を含む場合　１、０００㎡以上１０、０００㎡未満） |
|  | 大規模造成 | 規則別表第２に該当する造成 |

１７　雨水処理対策、土砂流出防止、敷材の種類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 雨水対策土砂流出防止適正な敷材使用 | 敷地内・敷地外処理 | 敷地内処理　・　敷地外放流（大規模造成）※大規模造成の場合は、雨水計算必要 |
| 太陽光発電設備から発生する雨水処理（いずれかに〇） | 雨樋設置　　・　砕石設置※雨樋設置の場合雨水処理先（　　　　） |
| 造成区域の雨水対策※大規模造成の場合、茨城県開発行為の技術基準等に適合することを説明すること。 | 土地勾配方向：土地勾配角度：（　　　　　　）※大規模造成の場合は、雨水計算必要 |
| 土砂流出及び雨水流出防止対策※第２種小規模造成は土地勾配調整が取れない場合に設置要※第３種小規模造成及び大規模造成の工作物は、雨水及び土砂が事業区域外に流出しないコンクリート製品等の工作物であること。 | 工作物名：※コンクリート製品及びコンクリート製品と同等の強度を持つ工作物であること。工作物高さ：※事業区域及び事業区域周辺の土地勾配に応じて決定すること。 |
| 敷材の種類※第２種小規模造成は、浸透性のある敷材を使用すること。※第３種小規模造成は、敷材として、洗掘がされず、浸透性がある砕石又は緑化施設を設置すること。なお、ウッドチップは使用しないこと（敷材は廃棄物処理法、茨城県残土条例、結城市盛土条例に違反するものでないこと。）。 | 造成がない区域の敷材：造成がある区域の敷材（左記の敷材使用）：造成がある区域の敷材の敷高：（　　　）cm |
| 造成がない区域で、明らかに区域外に雨水が流出する区域がある場合はその対策 | 対策内容： |

１８　緩衝帯の設置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 緩衝帯の設置 | 緩衝帯幅員 | 幅員：（　　　　）ｍ |
| 該当に〇 | 事業区域の面積　※第９条第１項第２号括弧書の面積を含む。 | 設置義務緩衝帯の幅員 |
|  | ０．３ヘクタール未満 | １ｍ以上 |
|  | ０．３ヘクタール以上１．０ヘクタール未満 | ２ｍ以上 |
|  | １．０ヘクタール以上 | ３ｍ以上 |

１９　緑化施設の設置　※第１種小規模造成の場合は除く。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 緑化施設の設置 | 設置緑化施設の種類及び面積 | 種類：芝設置・樹木植林・その他（　　　　　　　） |
| 面積：（　　　　　　　）㎡ |
| 該当に〇 | 造成区分※第９条第１項第２号括弧書の面積を含む。 | 設置義務緑化施設割合 |
|  | 第２種小規模造成 | 造成面積の１０パーセント以上 |
|  | 第３種小規模造成 | 造成面積の２０パーセント以上 |
|  | 大規模造成 | 造成面積の３０パーセント以上 |

２０　山林の保全（山林の伐採後の植樹は除く。)

　※山林の面積が０．５ヘクタール以上の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 山林の保全 | 保全山林の面積　 | 面積：（　　　　）㎡ |
| 該当に〇 | 山林の面積　※第９条第１項第２号括弧書の面積を含む。 | 保全義務山林割合 |
|  | ０．５ヘクタール以上 | 山林部分の１０パーセント以上 |
|  | １．０ヘクタール以上 | 山林部分の２５パーセント以上 |

２１　盛土及び切土

|  |  |
| --- | --- |
| 盛土及び切土計画の有無（いずれかに○） | 有　・　無 |
| 切土後のすべりやすい層の発生の有無有の場合：対策 | 有　・　無対策：（　　　　　　　　　　） |
| ※盛土及び切土計画　有の場合盛土及び切土しないで発電設備が設置できない理由及び造成内容 | 理由：造成内容：盛土　　　　cm、切土　　　　cm |

２２　山林の伐採

|  |  |
| --- | --- |
| 山林の伐採伐根の有無（いずれかに○）有の場合：伐根の深さ伐採する樹木は伐根し、整地すること。 | 有　・　無伐根の深さ：（　　　　　　　）ｃｍ |

２３　のり面又はがけ地対策

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区域周辺及び事業区域内の既存ののり面又はがけの有無（いずれかに○） | 有　・　無 |
| 事業区域周辺及び事業区域内の既存ののり面又はがけの高さ | 事業区域周辺ののり面又はがけの高さ：（　　　　　　　　　　　　　　）cm |
| 事業区域内の既存ののり面又はがけの高さ：（　　　　　　　　　　　　　　）c |
| ※有の場合災害防止対策内容（いずれかに○） | 対策内容：（１）のり面又はがけ保護（２）擁壁（土留め）設置（３）その他（　　　　　　　） |
| ※有の場合のり面又はがけからの太陽光発電設備等の最大離隔距離※設置事業に係る遵守事項を満たすこと。 | 離隔距離：（　　　　　　　　　　　）ｍ |
| 上記のうち、高さ２ｍを超えるのり面又はがけの有無※有の場合　大規模造成（いずれかに○） | 有　・　無 |
|  |  |
| 造成による擁壁設置の有無（いずれかに○） | 有　・　無 |
| 擁壁（土留め）の高さ※擁壁の高さが１ｍを超える場合　地盤調査及び安定計算書が必要（擁壁が２ｍを超える場合は、建築確認済証が必要） | 設置擁壁の高さ | ｃｍ |
| 設置擁壁の種類※５０ｃｍ以上の場合、擁壁は鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造・間知石練積み造の擁壁を使用すること（簡易的な物は不可）。 | 種類：　 |
|  |
| のり面又はがけの造成の有無（いずれかに○） | 有　・　無 |
| ※有の場合災害防止対策内容（いずれかに○） | 対策内容：（１）段切り対策（茨城県開発行為の　　　　　　　　　　　技術基準に適合していること。）（２）その他（　　　　　　　　） |
|  |  |
| 造成後ののり面発生の有無（いずれかに○）※がけを発生させないこと。 | 有　・　無 |
| 造成後のり面の高さ及び勾配の角度 | 造成後ののり面高さ：（　　　　　　　　　　　　　　）cm |
| 造成後ののり面勾配：※最大角度は３０度以内とすること。（　　　　　　　　　　　　　　）度 |
| 上記のうち、高さ２ｍを超えるのり面の有無 | 有　・　無 |
| ※有の場合災害防止対策内容 | 対策内容：（１）擁壁・土留め設置（２）のり面保護※最大角度は３０度以内とすること。（３）その他（　　　　　　　） |
| ※有の場合のり面からの太陽光発電設備等の最大離隔距離※規則の基準を満たすこと。 | 離隔距離：（　　　　　　　　　　　）ｍ |

２４　湧き水及び地下水対策

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区域内の湧き水の有無（いずれかに○） | 有　・　無 |
| ※湧き水　有の場合湧き水の対策内容 | 対策内容： |
|  |
| 地下水の高さ　※大規模造成のみ | 地下水の高さ（　　　　　　　　　）ｍ |
| 設置事業計画への影響の有無（いずれかに○） | 有　・　無 |
| ※有の場合安全対策内容 | 対策内容： |

２５　軟弱地盤対策

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区域内の軟弱地盤の有無※大規模造成のみ（いずれかに○） | 有　・　無 |
| ※軟弱地盤　有の場合軟弱地盤の対策内容 | 対策内容： |

２６　廃棄物の処理

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区域内の伐採した木（伐根処分すること。）及び工事中の廃棄物の処分について（処分方法は廃棄物処理法に適合すること。） | 工事中に発生する廃棄物の種類：伐採した木（伐根処分も含む。）・その他（　　　　　　）処分先：住所　　　　氏名 |

２７　土砂災害警戒区域内の災害対策

|  |  |
| --- | --- |
| 土砂災害警戒区域内・外（いずれかに○） | 区域外　・　警戒区域内　・　特別警戒区域内 |
| ※警戒区域内及び特別警戒区域内の場合土砂災害対策内容 | 対策内容： |

〇設置予定の太陽光発電設備及び安全対策

２８　設置予定の太陽光発電設備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設定予定の太陽光発電設備の概要 | 太陽光パネル（モジュール） | 品番・型式：種類外形寸法：　　　　　　　枚数：公称最大出力：　　　　　発電出力： |
| パワーコンディショナー | 品番・型式：外形寸法：冷却方式：定格出力：　　　　　　　設置個数：総定格出力： |
| 接続箱 | 品番・型式：キャビネット寸法：設置個数： |
| 変電設備（キュービクル） | 品番・型式：外形寸法：設置個数：最大設備容量：　　　　　　　　KVA |
| 蓄電池 | 品番・型式：定格容量：　　　　　　　　　　AH設置個数： |
| その他（　　　　） |  |
| 消火設備、変電設備及び蓄電池の消防協議 | 協議日：　　年　　月　　日 |
| 事業区域周辺に影響を与えるパネルの設置の有無及びその対策（いずれかに○） | 影響を与えるパネルの有無：　　有　　・　　無パネル名：カドミウムテルル（CdTe）・ガリウム砒素（GaAs）・その他（　　　　　　）対策内容：飛散防止、地中不浸透及び除害施設の設置 |
| 太陽光パネルの色 | 黒・グレー系・ダークブラウン・その他周囲と調和した色彩とし、彩度は３以下（マンセル表色系）とすること。 | 色：彩度： |
| 太陽光発電設備の色彩等の対策（パネル以外） | パワーコンディショナー、柵塀等の付属設備の色彩は、周囲の景観と調和したできる限り目立たない色彩とすること。 | パワーコンディショナーの色：接続箱の色：キュービクルの色：蓄電池の色：柵塀の色：その他（　　）の色： |

２９　第三者立入防止措置

|  |  |
| --- | --- |
| 第三者立入防止措置 | （１）立入防止柵塀等の種類：　　フェンス・塀・その他（　　　　　）（２）立入防止柵塀等の高さ：　　高さ（　　　　　　）ｍ　※第三者が容易に立入りできない高さ及び容易に取り除　　くことができないものを使用すること。（３）立入防止柵塀等太陽光発電設備の距離：　　高さ（　　　　　　）ｍ　※第三者が容易に太陽光発電設備に触れない距離を離す　　こと。 |

３０　設置予定の太陽光発電設備架台

|  |  |
| --- | --- |
| 設定予定の太陽光発電設備架台並びに架台の基礎の種類、数及び高さ | 架台の種類：※単管パイプは不可 |
| 架台の基礎の種類：布基礎　・　べた基礎　・　杭基礎（下記の事項を証明できるもの） |
| ※架台の基礎が杭基礎の場合次のいずれかにより、安全であることを証明すること。（１）平成１３年国土交通省告示第１１１３号第５項に適合していることが分かる計算資料（２）事業区域の地盤調査をし、杭が抜けないこ　　との計算根拠を示した計算資料 |
| 架台の数　： |
| 架台の高さ（太陽光発電設備を含む。）：高さ（　　　　　　　）ｍ※原則として４ｍ以下とすること。 |
| 架台の構造が、日本工業規格JIS C 8955「太陽光電池アレイ用支持物設計基準」）の規定される強度を有し、規格を満たしているかどうかの説明（計算資料による説明） | 説明： |
| 支持物の高さが４ｍを超える場合には、更に建築基準法の工作物に適用される同法に基づく構造強度に係る各規定に適合するものであること。（電気設備の技術基準の解釈　第４６条第２項）（計算資料による説明） | 適合すること説明： |
| 太陽光発電設備の支持物の基礎が簡易的なものでないことの証明（いずれかに〇） | 布基礎　べた基礎杭基礎（平成１３年国土交通省告示第１１１３号第５項による検討をすること。） |
| 太陽光発電設備の基礎から事業区域の境界までの距離は、太陽光発電設備の高さの２倍以上であることの確認※架台の高さが４ｍを超える場合 | ２倍以上であることの説明： |
| 架台の設計及び施工に関して、一般社団法人太陽光発電協会の「１０ｋｗ以上の一般用電気工作物 太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリストと留意点」のリストでの確認内容 | 確認内容： |

〇設置工事中の安全対策

３１　工事車両使用による安全対策

|  |  |
| --- | --- |
| 工事車両の種類、大きさ及び車両番号 | 種類　　：大きさ　：車両番号： |
| 工事車両の通行時間 | 午前・後　　時　　分～午前・後　　時　　分 |
| 工事車両の往復回数 | １日　　　回 |
| 工事車両の騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、砂及びほこり対策内容 | 対策内容： |
| 工事車両の安全対策内容 | 対策内容： |

３２　工事車両の事前連絡

|  |  |
| --- | --- |
| 使用工事車両の事前連絡 | 工事車両の使用時期：工事車両の決定時期工事車両の区分：自己所有　・　リース　・　その他（　　　　）市への使用工事車両番号連絡時期： |

３３　使用する予定の建設機械及び工事に伴う安全対策

|  |  |
| --- | --- |
| 建設機械名・型式番号 | 締固めをする建設機械名・型式番号：その他建設機械名・型式番号 |
| 建設機械の使用時間 | 午前・後　　時　　分～午前・後　　時　　分 |
| 建設機械の最大出力 | 出力：（　　　　　　）キロワット |
| 建設機械並びに工事に伴う騒音及び振動対策内容 | 対策内容： |
| 建設機械及び工事に伴う安全対策内容 | 対策内容： |

３４　工事期間中の除草剤散布に伴う安全対策

|  |  |
| --- | --- |
| 工事に伴う除草剤散布計画の有無（いずれかに○） | 有　・　無 |
| 散布予定除草剤名 | 除草剤名： |
| 散布予定除草剤の範囲及び回数 | 範囲：　　　　　　　　　　回数： |
| 事業区域外に飛散しないための対策 | 対策内容： |
| 散布前の地元関係者及び公共施設関係者への周知方法 | 周知方法： |
| 告知看板記載事項 | 看板記載内容： |

３５　工事中の防災計画

|  |  |
| --- | --- |
| 雨水及び土砂流出防止の措置内容※大規模造成の場合は、素掘り側溝、小堤、仮排水路及び防塵ネット等の設置を行うこと。 | 措置内容： |
| 工事中の事業区域内への侵入措置対策※大規模造成の場合は、仮囲いをすること。 | 対策内容： |

〇事業区域外への影響防止

３６　設置予定の太陽光発電設備の事業区域外への影響防止

|  |  |
| --- | --- |
| 太陽光発電設備による圧迫感、熱及び太陽光発電設備からの騒音振動への対策内容（いずれかに○） | 対策内容：（１）距離確保（　　　　　）ｍ（２）緩衝緑地設置 （３）防音壁設置　　（４）その他（　　　　　　　） |
| 太陽光発電設備のパネルによる反射光対策内容（いずれかに○）（一般社団法人 太陽光発電協会「JPEA」の太陽光発電システムの反射光トラブル防止について）を参考に対策すること。 | 対策内容：（１）距離確保（　　　　　　）ｍ　（２）緩衝緑地設置 （３）反射パネルの設置　　　　　（４）パネルの角度調整　　　　　（５）その他（　　　　　　　） |
| 太陽光発電設備の設置の際の道路視界確保 | 対策内容：（１）距離確保（　　　　　　）ｍ（２）その他（　　　　　　　） |

３７　地元関係者との協議内容及びそれに対する措置

|  |  |
| --- | --- |
| 工事車両及び建設機械並びに工事に伴う騒音、振動及び通行者の安全に対する地元関係者との協議内容及び措置 | 協議内容：措置　　： |
| 工事期間中の除草剤散布に関する地元関係者及び公共施設関係者との協議内容及び措置 | 協議内容：措置　　： |
| 太陽光発電設備に関する圧迫感、熱、騒音振動、反射光等に関する地元関係者及び公共施設関係者との協議内容及び措置 | 協議内容：措置　　： |
| 事業区域からの雨水流出及び土砂流出に関する地元関係者及び公共施設関係者との協議内容及び措置 | 協議内容：措置　　： |
| ※市街地等の住宅密集地での設置事業計画の場合の事業区域周囲への対策の協議内容及び措置 | 協議内容：措置　　： |

〇景観への配慮

３８　市街地の景観配慮

|  |  |
| --- | --- |
| ※事業区域が市街地である場合市街地、住宅地等の街並み景観への配慮 | 配慮内容： |

３９　文化財景観への配慮

|  |  |
| --- | --- |
| 史跡、文化財等の景観を阻害しないように配慮すること。 | 配慮内容： |

４０　自然景観への配慮

|  |  |
| --- | --- |
| 山並み、丘陵、河川等の自然環境を阻害しないに配慮すること。また、尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合は違和感を与えないように配慮すること。設置事業について、自然の景観を損なわないように努めるとともに、自然の保全に努めること。 | 配慮内容： |

４１　地区計画及び景観計画等への適合等

|  |  |
| --- | --- |
| 景観計画区域（いずれかに○） | 景観形成重点地区　　・景観形成重点地区以外　　　　　　　　　　　届出要　　・　　不要 |
| 城跡周辺地区地区計画区域（いずれかに○） | 区域内　　・　　区域外 |
| 城跡周辺地区地区計画区域又は景観形成重点地区に太陽光発電を設置する場合の植栽等の対策内容 | 対策内容：植栽種類（　　）植栽高さ（　　）cm※通行者、車両等から直接見えないように植栽で対策を講ずること。 |
| 景観形成重点地区以外の景観区域への配慮 | 配慮内容：　 |

〇緊急時及び苦情等への対応

４２　緊急時及び苦情連絡先（工事期間中）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 災害による異常その他苦情発生が発生した場合の緊急連絡先 | 設置者又は緊急対応者 | 住所：氏名：電話番号 |
| 工事施工者 | 住所：氏名：電話番号 |
| 現場責任者（主任技術者） | 住所：氏名：電話番号 |
|  |
| 設置事業に関する標識の設置時期 | 　　　年　　月　　日 |

４３　災害及び異常発生時の市及び区長、隣接住民等（地元）への連絡

|  |  |
| --- | --- |
| 災害及び異常が発生した場合の市への連絡方法 | 連絡方法： |
| 災害及び異常が発生した場合の区長、隣接住民等（地元）への連絡方法 | 連絡方法： |
| 災害及び異常が発生した場合の対応方針 | 対応方針： |

様式第１７号（第２５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　結城市長　　様

　　　　　　　　住所

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所等の所在地）

　　　　　 設置者　 氏名　　　　　　　　　　印

 （法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

　　　　住所

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所等の所在地）

　　　　　 運営者　 氏名　　　　　　　　　　印

 （法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

運営事業に係る計画書

　下記のとおり運営事業を計画しておりますので、結城市生活環境等と太陽光発電設備設置事業との調和及び運営事業の適正管理に関する条例施行規則第２５条の規定により、提出します。

　この計画に相違ありません。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 事業区域の所在地 |  |
| 事業区域の面積（実測） | ㎡ |

※内容を明確に示すのに図示が必要な場合は、必要に応じ図面を添付すること。

１　運営事業に関する協議及び運営期間等

|  |  |
| --- | --- |
| 設置者と運営者との運営事業に関する協議（いずれかに〇） | （１）協議日：　　年　　月　　日（２）譲渡予定なし　　（設置者が運営者となる。） |
| 設置事業完了後の太陽光発電設備等の譲渡（予定）時期※譲渡が予定されている場合 | 譲渡（予定）時期：　　年　　月　　日 |
| 設置事業完了から上記譲渡（予定）時期までの太陽光発電設備等の維持管理方法※譲渡が予定されている場合 | 維持管理方法： |
| 太陽光発電設備所有者等変更の届出の予定時期及び提出予定者※譲渡が予定されている場合 | 予定時期：　　　年　　月　　日※譲渡後３０日以内予定者住所：予定者氏名：予定者連絡先： |
| 運営期間 | 　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（　　　　　　　）年間 |

２　事業区域の定期的な現場確認

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区域の定期的な現場確認 | 現場確認内容：定期巡回　・　２４時間監視（いずれかに〇）年間現場確認時期：年間現場確認回数：現場確認責任者氏名：　　　 |

３　太陽光発電設備の保守点検内容

|  |  |
| --- | --- |
| 保守点検内容及び点検時期（保安規定又は保安規定に準じた自主基準のよる点検）※点検内容は、太陽光発電システム保守点検ガイドラインによる保守点検によること。 | 点検内容：年間点検時期：年間点検回数： |
| 点検業者名及び連絡先 | 点検業者住所：点検業者氏名：点検業者連絡先： |
| 点検業者の責任者住所：点検業者の責任者氏名：資格の種類・資格番号： |
| 点検で異常があった場合の対応 | 対応内容： |

４　事業区域内の清掃及び除草計画

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区域内の施設の年間の清掃時期及び回数 | 年間の清掃時期：年間の清掃回数： |
| 事業区域内の敷地の年間の清掃時期及び回数 | 年間の清掃時期：年間の清掃回数 |
| 上記のうち、散布予定除草剤の年間散布回数及び散布範囲 | 年間散布回数：年間散布範囲： |
| 上記のうち、散布予定除草剤名 | 除草剤名： |
| 散布予定除草剤の範囲及び回数 | 範囲：　　　　　　　　　　回数： |
| 事業区域外に飛散しないための対策 | 対策内容： |
| 散布前の地元関係者及び公共施設関係者への周知方法 | 周知方法： |
| 告知看板記載事項 | 看板記載内容： |

５　工事車両の進入路確保

|  |  |
| --- | --- |
| 工事車両の進入路確保措置 | 確保措置：維持管理方法： |

６　設置事業で設置する予定施設等の維持管理

|  |  |
| --- | --- |
| 雨水処理施設の維持管理 | 維持管理方法： |
| 緩衝帯の維持管理 | 維持管理方法： |
| 緑化施設の維持管理 | 維持管理方法： |
| 敷材の維持管理 | 維持管理方法： |
| 工作物の維持管理 | 維持管理方法： |

７　事業区域内への立入防止措置の維持管理

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区域内への立入防止のための柵塀等の維持管理 | 立入防止のための柵塀等の維持管理： |
| 敷地内出入口の施錠措置 | 措置内容： |
| 立入禁止看板の表示 | 表示状況： |
| 運営事業に関する標識（様式第２５号）の設置時期※標識の設置位置は事業区域の出入口付近であること。 | 設置時期：　　年　　月　　日 |

８　発電設備の撤去及び廃棄計画

|  |  |
| --- | --- |
| 太陽光パネルの予定耐用年数パネル以外の予定耐用年数 | パネルの耐用年数：接続箱の耐用年数：パワーコンディショナーの耐用年数：キュービクルの耐用年数：蓄電池の耐用年数その他（　　　　　）の耐用年数： |
| 耐用年数経過後の交換修繕及び撤去廃棄計画 | 〇交換修繕計画交換予定時期〇撤去廃棄計画撤去予定時期：撤去予定処分先：撤去費用の確保措置： |
| 上記撤去廃棄計画が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」に適合する計画であることの説明 | 説明内容： |

９　苦情、要望及び緊急連絡先（工事完了後）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 次に掲げる場合の緊急連絡先（１）地元関係者からの苦情及び要　　望があった場合（２）保守点検で異常があった場合（３）設備破損又は異音等で影響を及ぼした場合（４）雑草等で周辺に影響を及ぼした時の場合（５）雨水及び土砂流出で周辺に影響を及ぼした時の場合（６）自然災害（落雷、洪水、台風、　　積雪、地震等）が発生した場合　　の設備異常への対処方法 | 保守点検業者連絡先 | 住所：氏名：連絡先： |
| 苦情、要望及び緊急事態対応責任者連絡先 | 住所：氏名：連絡先 |

１０　周辺に影響を及ぼした場合等の市及び地元関係者への連絡

|  |  |
| --- | --- |
| 周辺に影響を及ぼした場合の市への連絡方法 | 連絡方法： |
| 周辺に影響を及ぼした場合の地元関係者への連絡方法 | 連絡方法： |

１１　撤去費用確保措置

|  |  |
| --- | --- |
| 運営事業終了後の太陽光発電設備等の撤去費用確保計画者・計画日 | 確保措置：計画者氏名（　　　　　　　　）　　　　　計画日 　　年　　月　　日 |
| 運営事業終了後の太陽光発電設備等の撤去費用確保措置（いずれかに〇） | 確保措置：工事見積の段階で費用確保・　　　　収益の一部を撤去費用のために確保　　　　その他（　　　　　　　　　　　） |

１２　緊急対応マニュアル

|  |  |
| --- | --- |
| 緊急対応マニュアル作成者・作成日 | 作成者氏名（　　　　　　　　）　　　　　作成日 　　年　　月　　日 |

様式第３１号（第７条関係、第２９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　事業計画概要書兼地元関係者説明資料

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 事業区域の所在地 |  |
| 事業区域の土地の面積（㎡）及び地目（太陽光発電設備への影の影響及び倒木防止のための山林伐採の土地を含む。） | 宅地 | 田・畑 | 山林 | 雑種地 | その他 | 合計 |
|  |  |  |  |  |  |
| 国及び県が河川の整備を予定している区域 | 区域の有無 | 有　　・　　無 |
| 土地の使用権（予定も含む。）右の欄のいずれかに〇 | 自己所有地　・　賃貸借（契約期間　　年　　月　　日～　　年　　　　　月　　日まで　　年間）　・　売買（契約日　　　　　年　　月　　日）　・その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 設置事業の予定工事期間 | 　　年　　月　　日～　　年　　月　　日まで |
| 運営事業の運営期間 | 　　年　　月　　日～　　年　　月　　日まで |
| 事業区域の実測及び境界杭設置 | 実測日（杭設置） | 　　年　　月　　日 |
| 実測者 | 実測者資格（　　　　　　　　　　　）実測者氏名（　　　　　　　　　　　） |
| 事業区域及びその周辺現況高（レベル）調査 | 調査日 | 　　年　　月　　日 |
| 調査者 | 調査者資格（　　　　　　　　　　　）調査者氏名（　　　　　　　　　　　） |
| 図面設計者 | 設計者の資格  | 設計者の資格行政書士・土地家屋調査士・その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 設計者住所氏名 | 住所（　　　　　　　　　　　　　　）氏名（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 造成区分 | 第１種・第２種・第３種小規模造成・大規模造成 |
| 造成内容（設置事業に係る遵守事項を確認して記載をお願いします。遵守事項は造成区分ごとに異なります。） | 現況高（レベル） | 最大レベル（　　）、最小レベル（　　）平均レベル（　　） |
| 計画高（レベル） | 最大レベル（　　）、最小レベル（　　）平均レベル（　　） |
| 盛土・切土 | 盛土（　　　）cm、切土（　　　　）cm |
| 伐根の有無（山林の場合） | 　　有　　・　　無有の場合　伐根後の深さ（　　　）cm |
| 保全山林（山林５、０００㎡以上の場合） | 保全山林面積（　　　　　　　　）㎡ |
| 敷材の種類 | 敷材の種類（　　）、敷高（　　　）cm |
| 事業区域の雨水対策（敷地内処理の場合） | 土地勾配調整 | 勾配方向（　　　　　　）勾配角度（　　　　　　） |
| 事業区域外周への工作物設置 | 設置工作物名（　　　）高さ（　　　　　　）cm |
| 事業区域の雨水対策（敷地外処理の場合） | 地盤調査日 |  |
| 雨水計算者 |  |
| がけ・のり面の最大高さ | 現況 | のり面（　　）cmがけ（　　）cm |
| 造成後 | のり面（　　）cm※造成後はがけを発生させないこと。 |
| 造成後のがけ・のり面の保護及び擁壁設置計画 | 保護対策（　　　　　　）擁壁設置（　　　　　　） |
| がけ・のり面からの工作物離隔距離 | 　のり面（　　）㎝がけ（　　）㎝ |
| 緑化施設 | 施設の種類（芝設置・樹木植林）施設の面積（　　　　　　　）㎡ |
| 第三者の立入防止措置 | 　設置する柵塀の種類（フェンス・塀）　設置する柵塀の高さ（　　　　　）ｍ |
| 城跡周辺地区地区計画区域 | 区域内　　・　　区域外 |
| 結城市景観計画 | 景観形成重点地区　　・　　景観形成重点地区以外　　　　　　　　　　　　　届出要　　・　　不要 |
| 植栽の設置（地区計画区域、景観形成重点地区内） | 植栽の種類 | （　　　　　　　　　） |
| 植栽の高さ | （　　　　　　　　　）ｍ |
| 太陽光発電設備のパネルの種類、色、高さ及び基礎 | 種類（　　　　　）、色（　　　）、高さ（　　　）ｍ基礎（布基礎・べた基礎・遵守事項に該当する杭基礎）※杭基礎は遵守事項に該当する計算が必要です。 |
| 変電設備及び蓄電池の有無 | 　変電設備　有・無（　　　　　　）蓄電池　　有・無（　　　　　　） |
| 工事車両の種類及び大きさ | 種類（　　　　　）、大きさ（　　　　　） |
| 事業区域に接道する道路の種類 | 道路名（右のいずれかに〇） | 次のいずれかに掲げる道路（境界が明確であり、実態があるものに限る。）（１）市、県及び国道（２）国有財産法の道路 |
| 事業区域に接道する道路の幅員（１）第１種及び第２種小規模造成　　　幅員２．５ｍ以上（２）第３種小規模造成及び大規模造成幅員３．０ｍ以上 | 幅員 | 幅員（　　　　　　　　　　）ｍ |
| 電力会社との接続契約締結状況 | 手続状況 | 未申請　　・申込中　　・契約済 |
| 契約日（予定） | 　　年　　月　　日 |
| 事業計画認定（設備認定）手続状況 | 手続状況 | 未申請　　・申請中　　・認定済 |
| 認定日・番号 | 　　年　　月　　日（　　　　　） |
| 発電出力 | （　　　　　　　　　　）キロワット |
| 事業区域内の建物の有無 | 建物の有無 | 有　　・　　無 |
| 用途（　　　　　）、業種（　　　　　）、面積（　　　　　　　　）㎡ |
| ※有の場合所有者の同意の日（予定日） | 自己所有　賃貸借、その他　　年　　月　　日（予定日） |
| 事業区域内の緩衝帯 | 事業区域外周部　幅員（　　　　　　　）ｍ |
| 工事車両及び建設機械並びに工事に伴う騒音、振動及び通行者の安全に対する対策 | 対策内容： |
| 工事期間中の除草剤散布に関する対策 | 対策内容： |
| 太陽光発電設備に関する圧迫感、熱、騒音振動、反射光等に関する対策 | 対策内容： |
| 事業区域からの雨水流出及び土砂流出に関する対策 | 対策内容： |
| 市街地等の住宅密集地での設置事業計画の場合の事業区域周囲への対策※市街地の場合 | 対策内容： |
| 災害及び異常発生時等の対応方針 | 対応方針 |
| 設置事業に関する責任者※工事中 | 住所：氏名：連絡先：緊急連絡先： |
| 設置者から太陽光発電設備等の移管を受け運営事業を行う運営者及び移管予定時期 | 運営者 | 住所：氏名：連絡先： |
| 移管予定時期 | 　　　年　　　月　　　日 |
| 運営事業に関する責任者※工事完成後の維持管理責任者 | 住所：氏名：連絡先：緊急連絡先： |

上記のとおり設置及び運営事業を予定しています。

　　　　設置者　住所

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所等の所在地）

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

様式第３３号（第１６条関係、第２９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　結城市長　　様

　　　　　　　　住所

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所等の所在地）

　　　　　 設置者　 氏名　　　　　　　　　　印

 （法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

住所

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所等の所在地）

　　　　　 運営者　 氏名　　　　　　　　　　印

 （法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

設置事業及び運営事業に関する誓約書

　結城市生活環境等と太陽光発電設備設置事業との調和及び運営事業の適正管理に関する条例（以下「条例」という。）第２条第３号の設置事業及び第２条第４号の運営事業を施行するに当たり、工事施工中及び工事完了後においても下記に掲げる事項を遵守し、適切に工事及び維持管理していくことを誓約します。

記

１　事業内容

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 事業区域の所在地・面積 |  |
| 総発電出力（キロワット） |  |

　２　確約内容

|  |
| --- |
| １　規則で定める市、県及び国の計画及び施策に協力します。２　条例のほか、設置事業及び運営事業に関連する法令等を遵守します。３　条例第１４条の設置事業に係る遵守事項及び条例第１５条の運営事業に係る遵守事　項（を遵守・に配慮）し、地元関係者と良好な関係を保つよう努めます。４　設置事業及び運営事業に関連する事故等が発生しないように適切な安全対策をとる　とともに、事故等が発生した場合は、速やかに対処できるよう十分な措置を講じ、市　長及び地元関係者へ連絡します。５　地元関係者から苦情及び要望等があった場合は、地元関係者の理解を得られるよう、　できる限りの対応をするよう配慮します。６　設置事業及び運営事業に関して生じた紛争については、自らの責任において誠意を　もって調整を行い、解決するよう努めます。７　設置事業で設置した施設その他工作物等について、毀損することなく適切に維持管　理します。また、保全した山林を適切に管理します。８　条例第２０条から第２４条までの太陽光発電設備等に関する維持管理の規定を遵守　し、運営事業を行います。９　太陽光発電設備の所有者及び運営者を変更した場合には、条例第１９条の太陽光発　電設備所有者等変更届出書を提出します。 |